

〇こども家庭庁 告示第九号
厚生労働省

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第七十六条第二項の規定に基づき、補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十八号）の一部を次の表のように改正する。

令和八年八月三十一日

こども家庭庁長官 藤原 朋子
厚生労働大臣 上野賢一郎
(傍線部分は改正部分)

別表				別表			
1 購入基準				1 購入基準			
(1)～(6) (略)				(1)～(6) (略)			
(7) 電動車椅子				(7) 電動車椅子			
(略)				(略)			
ア・イ (略)				ア・イ (略)			
ウ 本体価格				ウ 本体価格			
名 称	区 分	上限価格 円	備 考	名 称	区 分	上限価格 円	備 考
標準形	低速用	<u>534,900</u>	(略)	標準形	低速用	<u>486,300</u>	(略)
	中速用	<u>552,500</u>			中速用	<u>502,300</u>	
簡易形	切替式	<u>433,200</u>	(略)	簡易形	切替式	<u>393,900</u>	(略)
	アシスト式	<u>453,800</u>			アシスト式	<u>412,600</u>	
エ・オ (略)				エ・オ (略)			
(8) (略)				(8) (略)			
2・3 (略)				2・3 (略)			